

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月29日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(講習の申出等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 法第108条の2第1項第3号の規定による講習（以下「停止処分者講習」という。）を受けようとする者は、講習当日、講習手数料を納付の上、<u>手数料の領収に係る書類</u>を添えて、停止処分者講習申出書（別記様式第15）を提出しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第26条の2 法第108条の2第2項の規定により行う講習は、次の各号に掲げるものとし、当該講習を受けようとする者は、それぞれ講習手数料を納付の上、<u>手数料の領収に係る書類</u>を添えて、当該各号に定める申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(講習の申出等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 法第108条の2第1項第3号の規定による講習（以下「停止処分者講習」という。）を受けようとする者は、講習当日、講習手数料を添えて、停止処分者講習申出書（別記様式第15）を提出しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第26条の2 法第108条の2第2項の規定により行う講習は、次の各号に掲げるものとし、当該講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第20の2及び別記様式第20の3を次のように改める。

特 定 任 意 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日

新潟県公安委員会 殿

住所
 (連絡先 電話 — —)

氏 名

特定任意講習の受講を申請します。

講習指定日	年 月 日 (午前・午後 時 分開催)
講習会場	

納 付 書

納付年月日	年 月 日	取扱者印	
納付目的	講習手数料 (特定任意講習) 1 件		
納付金額	¥		

※ 手数料の領収に係る書類を添付すること。

特 定 任 意 高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日

新潟県公安委員会 殿

住所
 (連絡先 電話 — —)

氏 名

特定任意高齢者講習の受講を申請します。

講 習 指 定 日	年 月 日 (午前・午後 時 分開催)
講 習 会 場	

納 付 書

納 付 年 月 日	年 月 日	取 扱 者 印	
納 付 目 的	講習手数料 (特定任意高齢者講習) 1 件		
納 付 金 額	¥		

※ 手数料の領収に係る書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。